

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

美しい自然豊富な西海岸地域の魅力を活かした住みよく・にぎわいのあるまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県、深浦町

3 地域再生計画の区域

青森県西津軽郡深浦町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

深浦町は、青森県の西南部に位置し、東は鱒ヶ沢町、西は日本海に面し、南は秋田県と接している。地形は、海岸から山岳地帯まで変化に富んでおり、ユネスコの世界自然遺産に登録されている白神山地や、津軽国定公園の十二湖、日本海に沈む夕日が見られる深浦海岸など、美しい自然景観が豊富な地域となっている。総面積は、488.89 km²であるが、海岸線まで険しい山岳地帯が迫っている地勢となっており、居住地は、本町の中心部のほか、78 kmという長い海岸線に散在し、農用地は、日本海沿岸部及び中小河川沿いの低平地帯と海岸段丘上に展開し、南北に細長い農業地帯を形成している。

本町の総人口は、昭和35年（1960年）から減少を続け、平成22年（2010年）で9,691人と50年前に比べ10,151人、51.2%の減少となっている。特に、直近5年では総人口が10%減少するとともに65歳以上の高齢者が42%を占めるなど人口減少と少子高齢化、過疎化が進行している。

本地域は、水稻と野菜を主とする農業と漁業を中心とした第一次産業を基幹産業として発展してきたが、地域経済の産業構造が大きく変化したことに伴い、農業経営を取り巻く状況が厳しくなったことや過疎化・高齢化が進行しつつあり、耕作放棄地の増加も懸念されることから、生産基盤整備や担い手の確保、商品開発等による生産性の向上が求められているほか、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが重要課題になっている。

4-2 地域の課題

道路体系は、海岸線沿いに走る国道101号が地域内外を結ぶ唯一の幹線道路として生活や生産、物流、観光など多面的に利用され、地域経済に重要な役割を果た

している。しかし、単一路線であることから、冬期間の高潮による交通障害や災害時には交通の遮断が懸念されるとともに、両側に住宅が立ち並び、カーブで見通しも悪く、しばしば交通渋滞も引き起こしているため、迂回道路の確保が必要となっている。また、農地の大部分は、高台の海岸段丘上に展開しているため、国道 101 号との高低差が著しいこと、かつ海岸段丘上と国道を結ぶ連絡道が狭隘なこと等から、通作や農産物の迅速な流通にも支障を来している。本町では、夏秋トマトやアスパラガスを振興作目として奨励しているものの、市場への輸送時間がかかり取引に遅れる場合があり、農産物の円滑な流通経路の確保が必要となっている。

4-3 計画の目標

このような中、本町では、地域で真に豊かな暮らしを営むため、基幹産業である農林漁業の基盤整備等に加え、日本海と白神山地に育まれた地域資源（地域固有の価値）を活用した地元ブランド品の開発や地域情報の発信による商工・観光業の活性化、さらには、医療・福祉サービスの向上により、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる。

このため、本計画により、広域農道と町道を一体的に整備し、国道 101 号や臨港道路と連結した新たな道路ネットワークを早急に構築することで、散在する農地が結ばれ、通作の利便性の向上が図られるとともに、農産物や加工品の流通の迅速化・効率化により地域産業の振興が促進される。

また、本町の医療機関の拠点である北金ヶ沢・関集落への通院や緊急時の搬送を行うためのアクセス改善が図られ、福祉サービス等の向上に加えて、災害時の迂回路を確保することで孤立集落を解消し、地域防災力の向上を図ることにより定住促進を目指す。

さらに、白神山地や十二湖、深浦海岸などの観光地へのアクセスが改善することで観光客数の増加も期待できる。

このことにより、本町の地域経済の活性化及び生活環境の改善を行い、「住みよく・にぎわいのあるまちづくり」を目指すものである。

- (目標 1) 観光交流の活性化（年間観光入込客数の増加）
951,517 人（平成 26 年度） → 1,046,000 人（令和 4 年度）
- (目標 2) 若年層向け住宅の整備
0 棟（平成 26 年度） → 12 棟（令和 4 年度）
- (目標 3) 夏秋トマトの年間販売額
99,915 千円（平成 26 年度） → 1.2 億円（令和 4 年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

海岸線沿いに走る国道 101 号が地域内外を結ぶ唯一の幹線道路として生活や生産、物流、観光などに利用され、地域経済に重要な役割を果たしているが、単一路

線であるため、しばしば交通障害や交通渋滞が発生していることから、迂回道路の確保が必要となっている。また、農地の大部分は、高台の海岸段丘上に展開しているが、国道 101 号との高低差が著しいことや、海岸段丘上と北金ヶ沢・関集落を結ぶ連絡道が狭隘で未整備となっており、通作や農産物等の流通に支障を来しているため、円滑な流通経路の確保が課題となっている。

そこで、本町の海岸段丘上を縦走し、既存の国道 101 号に接続して域外と結ぶ唯一の基幹農道「広域農道西海岸 2 期地区」及び接続する「町道北金ヶ沢 28 号線」を地方創生道整備推進交付金で一体的に整備することにより、効率的な道路ネットワークが構築され、営農の利便性向上、農産物等の物流の効率化を図る。

また、広域農道と町道を一体的に整備することで、本町の医療機関の拠点である北金ヶ沢・関集落へのアクセス改善や、世界自然遺産「白神山地」や津軽国定公園「十二湖」への新たな観光ルートを創出するとともに、国道 101 号の災害時迂回路を確保し孤立集落の解消を図る。

さらに、道の整備事業に併せて関連事業として、地域の農業を振興し耕作放棄地を解消するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用するとともに、新規就農対策による担い手の確保や地域 6 次産業化により加工事業を進め、町内製品の付加価値向上に取組み、特産品の創出や P R 活動を行い、さらなる地域活性化を目指す。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道 北金ヶ沢 28 号線

道路法に規定する町道に平成 27 年 12 月 10 日認定済み。

- ・広域農道 西海岸 2 期地区

事業採択を平成 17 年 4 月 1 日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成 25 年 9 月 13 日に確定している。

[施設の種類]

- ・町道
- ・広域農道

[事業主体]

- 深浦町
- 青森県

[事業区域]

- ・深浦町

[事業期間]

- ・町道 平成 30 年度～令和 3 年度
- ・広域農道 平成 28 年度～令和 4 年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 0.7 k m、広域農道 1.8 k m

- ・ 総事業費 3,670,000 千円（うち交付金 1,835,000 千円）
 - 町道 165,000 千円（うち交付金 82,500 千円）
 - 広域農道 3,505,000 千円（うち交付金 1,752,500 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(平成/年度、令和/年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4
指標 1 農産物や加工品の流通の効率化 町中心部～弘前市場	115 分	115 分	115 分	115 分	115 分	115 分	115 分	110 分
指標 2 集落の生活環境の向上 北金ヶ沢・関集落～町中心部	35 分	35 分	35 分	35 分	35 分	35 分	35 分	30 分
指標 3 医療機関へのアクセス改善 町立診療所へ 30 分以内の人口加 ⁺ 率	39%	39%	39%	39%	39%	39%	39%	45%
指標 4 災害時孤立集落の解消	4 集落	4 集落	4 集落	4 集落	4 集落	4 集落	4 集落	8 集落

毎年度終了後に深浦町の職員が必要な実態調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

町道及び広域農道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、農産物や加工品の流通改善等による農業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「美しい自然豊富な西海岸地域の魅力を活かした住みよく・にぎわいのあるまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度の活用

内 容 地域ぐるみで耕作放棄地を防止し、農業生産活動の維持増進を図る（農林水産省支援事業）。

実施主体 深浦町

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(2) 地域包括ケアシステムの推進

内 容 町立国保診療所とそれに併設する地域包括ケアセンター（保健センター）の保健部門（健康推進課）、訪問看護ステーション及び地域包括支援センターが連携し、保健・医療・福祉・介護の各分野のサービスが総合的・一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する。

実施主体 深浦町

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(3) 生産・加工・販売体制の確立

内 容 「地域6次産業化の構築」により、豊かな自然環境が育んだ農水産物を活用し、生産・加工・販売（第1次産業×第2次産業×第3次産業）のそれぞれの分野を地域全体で担うことにより、農水産物の高付加価値と所得向上、更にはそれらの融合による地域経済の活性化を図る。

実施主体 深浦町

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(4) 新規就農対策

内 容 新規就農対策として、本町とJAが連携し、造成したハウス団地を町内在住者並びにUターン、Iターン者を対象に貸出し、営農指導を行い担い手の育成を図る。

実施主体 JAつがるにしきた

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(5) 滞在型・体験型観光の創出

内 容 滞在型農業体験観光（グリーンツーリズム）や森林セラピーをはじめとした、環境共生型ガラス細工、工芸品の製作等、観光プログラム充実を図り、地域資源を活かしたきめ細かい観光メニューで‘地域のファン’づくりに努める。

実施主体 深浦町・民間ガイド団体等

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

6 計画期間

平成28年度～令和4年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終

了後に青森県及び深浦町が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、実績の数値及び深浦町の毎年の公表データ等を用い、中間評価、事後評価の際には、当該データの集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 26 年度 (基準年度)	平成 30 年度 (中間年度)	令和 4 年度 (最終目標)
目標 1 年間観光入込客数の増加	951 千人	1,027 千人	1,046 千人
目標 2 若年層向け住宅の整備	0 棟	8 棟	12 棟
目標 3 夏秋トマトの年間販売額	99,915 千円	115,000 千円	120,000 千円

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
年間観光入込客の増加	青森県観光入込客統計より
若年層向け住宅の整備	深浦町の公表データより (整備実績)
夏秋トマトの年間販売額	深浦町の公表データより (販売実績)

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（青森県、深浦町のホームページ）を利用して公表する。